

令和7年度 第1回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和7年9月3日（水）10:00～11:30
- ・ 場 所 消防局庁舎 4階 災害対策本部室
- ・ 出席委員 大澤委員 菊池委員 篠原委員 餅田委員 茂木委員
- ・ 実施機関 税務部税制課 関屋課長補佐
税務部納税課 板倉係長
税務部市民税課 堀田係長
税務部資産税課 張石係長
- ・ 事務局 総務部総務課 中村課長、浦島主査、笹生主任
- ・ 傍聴者 なし

1 開会

2 議題

（1）委員長の選出

今期初の審議会であったため、横須賀市個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定に基づき委員長の互選を行い、大澤委員が選出された。

（2）委員長職務代理者の指名

同規則第3条第3項の規定に基づき、大澤委員長は菊池委員を委員長職務代理者として指名した。

（3）個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について（税務部）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、行政機関等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情

報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施する必要がある。

本件は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度から地方公共団体の住民記録システムは国（デジタル庁）が提供するガバメントクラウドを利用することが努力義務となった。このガバメントクラウドへの移行に伴い、国が示す記載例を基に、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）に追記を行った。

このことが評価書の重要な変更に該当することから、横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第14条第1項第2号に基づく第三者による点検として、本審議会の意見を聞くものである。

（委員長）（総務部総務課、税務部の）説明を受けて、資料2の6ページ目の2点（①特定個人情報保護評価が適切な手続き等で実施されているか、②リスクの特定内容、対策及び説明は適切か）を集中的に検討していくことになろうかと思う。

まず1点目の「特定個人情報保護評価が適切な手続きで実施されているか」については、各項目に基づき評価書が作成され、住民からの意見聴取も実施され、コメントはなかったという結果に至っている。本日ここで点検を行うことにより、適切な手続きで実施されているかどうかを確認できるものと考える。

従って、特に6ページ目の2番、2点目に記載されているリスクの特定内容および対策の妥当性についてを中心に審議することになると考える。委員の皆様におかれでは、意見、確認事項、質問等があれば発言いただきたい。

（委員）現在ガバメントクラウドを扱う5社（現在稼働中の4社）の中から、オラクル社を選定した経緯を確認したい。

（実施機関）本来であれば、横須賀市が事業者を選定することが望ましいが、今回オラクル社を選定したのは横須賀市ではなく、税システムの事業者である。その事業者が2020年時点で、機能面、価格面、サポート面を総合的に判断した結果、オラクル社を選定したと聞いている。なぜ事業者側で決定するのかという点についてであるが、横須賀市が特別にそうしているわけではない。標準化に移行する自治体の多くは、事業者側で事業者選定を行っている。標準化の厳しいスケジュールのもと、4社すべてのガバメントクラウドに対応するようシステムを改修するのは困難であり、標準化移行の3年間については1社に絞って標準化

対応するという方針である。そのため、横須賀市の税システム事業者はオラクル社を選定した。ただし、標準化が一段落する2026年度以降については、すべての事業者に対応できるよう開発作業を進めていくという方針であると聞いている。そのため、対応が整った段階で、初めて市側でガバメントクラウド5社の中から選定できるようになると考えている。

(委 員) 2点質問がある。

1点目は、資料3の3ページに記載されている、(ア)特定個人情報の入手におけるリスク対策内の「対象者以外の情報の入手を防止する措置」についてである。マイナンバーカードによる本人確認を行うとされているが、マイナンバーカード以外にも運転免許証や健康保険証などによる本人確認にも対応可能か。

2点目は、ガバメントクラウドの安全性については理解したが、このシステムにアクセスできる市の職員の範囲について、基準があれば教えてほしい。

(実施機関) 1点目についての回答。マイナンバーカード以外は受け付けない仕組みとなっている。

2点目についての回答。現時点で想定している運用としては、税務システムについては、税務部の職員、デジタル・ガバメント推進室の税システム担当者、および税証明を発行する行政センターの税証明発行担当者のみに操作権限を付与する予定である。業務上必要な職員に限定して操作権限を与える方針である。

(委 員) 管理アプリケーションを利用して職員が入力した情報を、ガバメントクラウドに一元化する際の流れの中で、オラクル社が担っている役割とは何か。

(実施機関) アプリケーション部分については、オラクル社は関与していない。アプリケーションについては、現在オンプレで担当している事業者が標準化したアプリケーションを用意する。そのため、オラクル社が担当するのはサーバー、セキュリティ、ソフトウェア、データベースのみである。

(委 員) データベースの管理のみという理解で良いか。

(実施機関) 端的に言うとそうである。

(委 員) データ量が莫大であるため、分割して管理しなければ国でも管理が困難であるとの判断によるものと考えている。そうでなければ、数年後に統一すること

は難しいと思う。言っていることは理解した。今やっている作業と、移行後の作業内容は変わらないということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委 員) 残念ながら現在 e L T A X の、利用者がすごく少ない。個人情報漏えいを防ぐためには、おそらく e L T A X の利用者を、増やすことが一番だとに思つてゐるが、横須賀市の見解はどうか。

(実施機関) そのとおりである。e L T A X は e - T a x と比べて利用者が少ないとから、私たちも e L T A X の利用率向上に向けてさまざまな取り組みを行つてゐる。特に8月には、e L T A X の機能である共通納税システムの普及に力を入れてお り、法人が住民税を納付する際、銀行窓口ではなく e L T A X を利用して納付して もらえるよう、8月を推進月間として現在、銀行窓口で納付している事業者に対して積極的に電話で案内している。

(委 員) おそらくこれが最も個人情報保護につながる手段であると考える。まずはその取り組みを行うことが望ましい。紙での市民とのやりとりが徐々になくなれば、漏えいリスクの低減にもつながると考えられるため、この方向性は必然であると思う。以上が私の意見である。

(委員長) 横須賀市において、どのようなリスクが想定されるかを十分に検討し、それに対する対策を評価書としてまとめ、本日、集中的に審議できるよう資料3を作成し、説明がなされたと理解している。また、委員からの質問に対しても適切に回答がなされたと考える。以上、本件について承認いただいたということでおろしいか。

(各 委 員) (承認)

(4) 令和6年度個人情報保護制度の運用状況について（総務部総務課）

事務局から、資料5及び資料6に基づき、令和6年度の個人情報保護制度の運用状況について報告を行った。

(委員長) 資料5および資料6について説明が行われたところである。まず、個人情報

保護制度の運用状況に関する資料5について、意見があれば発言いただきたい。

確かに資料を見ていると、児童相談所であったり子ども関係の事案がすごく増えたと思う。やはり、テレビ等で全国各地の児童相談所関係や子どもに関する事件が増加していることが報道されたことで、保護者や家族をはじめとする人々の意識が高まったという理解でよろしいか。

(事務局) おそらく、そのような事情があるものと推測している。

(委員) 請求の拒否が2件あったが、これについてどのような事案であったのか教えていただきたい。

(事務局) 2件は同一人物による請求ではないが、いずれも市立学校での児童間トラブルについての個人情報の請求である。

拒否処分とした理由は、いずれも加害者・被害者の立場において被害者側からの請求であったが、加害者に対して学校側が指導を行ったかなどの事実が判明する個人情報の請求であったためである。そのため、これに応答すると加害児童の指導状況などの個人情報が漏えいするおそれがあると判断し、拒否処分とした事案である。

(委員長) 被害者側としては、このような情報は裁判等になった際に必要な資料なのかと想像する。

(委員) いじめに関する事件であれば、第三者的な資料の重要性は高いため、こうした観点から開示請求がなされたのだと思う。

(委員長) 続いて、資料6の漏えい事故一覧について、全体を通して意見や質問はあるか。

(委員) ランサムウェアの被害が挙がってきているが、今後さらに増えてくると考える。横須賀市として資料に対策を記載しているが、それ以上に、感染した委託事業者による事故結果報告書や、事業者が対策をどのように考えているのかが重要な点である。委託事業者からそうした情報を受領しているとは思うが、そこが最も重要な点である。原因については、OSのバージョンアップの未実施など、基本的な対策が不十分な場合も多い。このような事態は絶対にあってはならず、委託事業者が原因分析および対策をきちんと行わなければ、同様の事故が繰り返されることになる。その場合、事業者の変更などの対応を検討せざるを得ない事態となることも考えられる。市の対策以上に、感染した委託事業者がどのような対策を講

じているかが重要であり、その点については、より詳細に調査すべきだと考える。

(委 員) 今回、再発防止の措置が資料に書かれていて、大変分かりやすくなつたと思っているが、再発防止措置を講じた場合でも同様のミスが再び発生した際に、次はどのような対応を取るのか考えやすい資料の方が良い。例えば、課ごとに並べたらそれが分かりやすいのではないか。資料の並べ方に関して検討してほしい。

(委員長) 再発防止策の記載により資料は分かりやすくなつた。今指摘のあった点についても資料に盛り込めば、点検する側としてはありがたい。

毎年言っているが、前年に比べて、あるいは経年で見て件数が減少していくことが望ましいことではある。しかし、こうしたミスは人が行う業務である以上、一定数は発生するものであることも十分承知している。

増加したことは遺憾であるが、このような事案を正確に審議会等へ報告し、しっかりと公開していただくことが信頼性の確保につながると考える。市職員においては、萎縮することなく、間違いや誤りが生じた場合には速やかに、そして適切に公開・報告することを引き続きお願いする。

それでは本件については、報告を受けたものとして、ご承認いただけるか。

(各 委 員) (承認)

3 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時30分に会議の閉会を宣した。